

G 表示基準

G 表示基準

添加物であって販売の用に供するものの表示は、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）に基づき行うこと。

第 1 食品関連事業者に係る基準

1 義務表示

(1) 食品関連事業者が容器包装に入れられた添加物（業務用添加物を除く。）を販売する際には、次表の左欄に掲げる表示事項が同表の右欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

名称	その内容を表す一般的な名称を表示する。ただし、食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）別表第 1 に掲げる添加物（食品表示基準別表第 8 に掲げるものを除く。）にあつては、同規則別表第 1 に掲げる名称を、既存添加物名簿に掲げる添加物にあつては、その名称を表示する。
添加物である旨	「食品添加物」の文字を表示する。
保存の方法	添加物の特性に従って表示する。ただし、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定により保存の方法の基準が定められたものにあつては、その基準に従って表示する。
消費期限又は賞味期限	品質が急速に劣化しやすい添加物にあつては消費期限である旨の文字を冠したその年月日を、その他の添加物にあつては賞味期限である旨の文字を冠したその年月日を年月日の順で表示する。ただし、製造又は加工の日から賞味期限までの期間が 3 月を超える場合にあつては、賞味期限である旨の文字を冠したその年月の表示をもって賞味期限である旨の文字を冠したその年月日の表示に代えることができる。
内容量	特定商品の販売に係る計量に関する政令（平成 5 年政令第 249 号）第 5 条に掲げる特定商品については、計量法（平成 4 年法律第 51 号）の規定により表示することとし、その他にあつては内容重量、内容体積又は内容数量を表示することとし、内容重量はグラム又はキログラム、内容体積はミリリットル又はリットル、内容数量は個数等の単位で、単位を明記して表示する。
栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム）の量及び熱量	食品表示基準第 3 条第 1 項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用する。
食品関連事業者の氏名又は	表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を表示する。

名称及び住所	
製造所又は加工所の所在地（輸入品にあっては、輸入業者の営業所所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称）	<p>1 製造所又は加工所（添加物の製造又は加工（当該添加物に関し、最終的に衛生状態を変化させる製造又は加工（調整を含む。）に限る。以下この表において同じ。）が行われた場所）の所在地（輸入品にあっては、輸入業者の営業所所在地）及び製造者又は加工者（添加物を調整した者を含む。）の氏名又は名称（輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称）を表示する。</p> <p>2 1の規定にかかわらず、食品関連事業者の住所又は氏名若しくは名称が製造所若しくは加工所（添加物の製造又は加工が行われた場所）の所在地（輸入品にあっては、輸入業者の営業所所在地。以下この表において同じ。）又は製造者若しくは加工者（添加物を調整した者を含む。）の氏名若しくは名称（輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称。以下この表において同じ。）と同一である場合は、製造所若しくは加工所の所在地又は製造者若しくは加工者の氏名若しくは名称を省略することができる。</p> <p>3 1の規定にかかわらず、原則として同一製品を2以上の製造所で製造している場合において、製造所固有記号の表示をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。この場合においては、次に掲げるいずれかの事項を表示しなければならない。</p> <p>一 製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報の提供を求められたときに回答する者の連絡先</p> <p>二 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス（2次元コードその他のこれに代わるものを含む。）</p> <p>三 当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称及び製造所固有記号</p>

(2) 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が添加物のうち次の表の左欄に掲げるものを販売する際には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の右欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

食品表示基準別表第14に掲げる食品（以下「特定原材料」という。）に由来する添加物	アレルギー	<p>1 当該添加物が当該特定原材料に由来する旨を、原則、添加物の物質名の直後に括弧を付して表示する。</p> <p>2 1の規定にかかわらず、当該添加物に対し2種類以上の添加物を使用しているものであって、当該添加物に同一の特定原材料が含まれているものにおいて、そのうちのいずれかに特定原材料に由来する旨を表示すれば、それ以外の添加物について、特定原材料に由来する旨の表示を省略することができる。ただし、当該添加物に含まれる特定原材料が、科学的知見に基づ</p>
--	-------	---

		き抗原性が低いと認められる場合は、この限りでない。
食品衛生法第11条第1項の規定により使用の方法の基準が定められた添加物	使用の方法	食品衛生法第11条第1項の規定により定められた使用基準に合う方法を表示する。
食品衛生法第11条第1項の規定に基づき定められた規格に表示量に関する規定がある添加物	その値	重量パーセント、色価等を表示する。
製剤である添加物	成分（着香の目的で使用されるものを除く。）及び重量パーセント	成分名及び添加物に占める成分の重量パーセントを表示する。その成分がビタミンA誘導体である場合は、ビタミンAとしての重量パーセントを表示する。
タール色素の製剤	実効の色名	「製剤」の文字を冠した実効の色名を表示する。
アスパルテーム又はこれを含む製剤	L-フェニルアラニン化合物である旨又はこれを含む旨	L-フェニルアラニン化合物である旨又はこれを含む旨を表示する。
添加物たるビタミンAの誘導体	ビタミンAとしての重量パーセント	ビタミンAとしての重量パーセントを表示する。

(3) 食品関連事業者が容器包装に入れられた業務用添加物を販売する際には、次の各号に掲げる事項が前2項に定める方法に従い表示されなければならない。

- 一 名称
- 二 添加物である旨
- 三 保存の方法
- 四 消費期限又は賞味期限
- 五 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所
- 六 製造所又は加工所の所在地（輸入品にあっては、輸入業者の営業所所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称）

七 アレルゲン

八 使用の方法

九 食品衛生法第 11 条第 1 項の規定に基づき定められた規格に表示量に関する規定がある添加物の値

十 成分（着香の目的で使用されるものを除く。）及び重量パーセント

十一 実効の色名

十二 L - フェニルアラニン化合物である旨又はこれを含む旨

十三 ビタミンAとしての重量パーセント

(4) 前項第五号の表示をする際には、第 1 項の表の製造所又は加工所の所在地（輸入品にあっては、輸入業者の営業所所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称）の項の右欄中次の表の左欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

<p>3 1 の規定にかかわらず、原則として同一製品を 2 以上の製造所で製造している場合にあつては、製造所固有記号の表示をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。この場合においては、次に掲げるいずれかの事項を表示しなければならない。</p> <p>一 製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報の提供を求められたときに回答する者の連絡先</p> <p>二 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス（2次元コードその他のこれに代わるものを含む。）</p> <p>三 当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称及び製造所固有記号</p>	<p>3 1 の規定にかかわらず、製造所固有記号の表示をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。</p>
---	--

(5) 第 1 項から前項までの規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる表示事項の表示は、同表の右欄に掲げる区分に該当する添加物にあってはこれを省略することができる。

保存の方法	食品衛生法第 11 条第 1 項の規定により保存の方法の基準が定められた添加物以外の添加物
消費期限又は賞味期限	全ての添加物
栄養成分の量及び熱量	以下に掲げるもの（栄養表示をしようとする場合を除く。） 一 容器包装の表示可能面積がおおむね 30 平方センチメートル以下であるもの 二 栄養の供給源としての寄与の程度が小さいもの

	三 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 9 条第 1 項において消費税を納める義務が免除される事業者が販売するもの
--	---

2 義務表示の特例

1 の規定にかかわらず、不特定又は多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合にあっては、次の各号に掲げる表示事項の表示は要しない。

- 一 内容量
- 二 栄養成分の量及び熱量
- 三 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所

3 任意表示

(1) 食品関連事業者が添加物（業務用添加物を除く。）を販売する際に、次の表の左欄に掲げる表示事項が当該添加物の容器包装に表示される場合には、同表の右欄に定める方法に従い表示されなければならない。

栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムを除く。）	食品表示基準別表第 9 に掲げる栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムを除く。）を表示しようとするときは、同基準第 3 条第 1 項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用する。
ナトリウムの量（ナトリウム塩を添加していない添加物の容器包装に表示される場合に限る。）	ナトリウム塩を添加していない添加物について、食塩相当量に加えてナトリウムの量を表示しようとするときは、食品表示基準第 3 条第 1 項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用する。この場合において、同項中「たんぱく質、脂質、炭水化物の量及び熱量にあっては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により、ナトリウムの量にあっては食塩相当量（ナトリウムの量に 2.54 を乗じたもの。以下同じ。）の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により表示する。」とあるのは「ナトリウムの量にあってはナトリウムの文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により表示する。」と読み替えるものとする。

(2) 食品関連事業者が業務用添加物を販売する際に、次の表の左欄に掲げる表示事項が当該業務用添加物の容器包装に表示される場合には、同表の右欄に定める方法に従い表示されなければならない。

栄養成分及び熱量	1 たんぱく質、脂質、炭水化物若しくはナトリウム又は熱量を表示しようとするときは、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの）の量並びに熱量を食品表示基準第 3 条第 1 項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示する。
----------	---

	<p>2 食品表示基準別表第9に掲げる栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムを除く。）を表示しようとするときは、当該栄養成分をたんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの）の量並びに熱量とともに、同基準第3条第1項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示する。</p>
<p>ナトリウムの量（ナトリウム塩を添加していない添加物の容器包装に表示される場合に限る。）</p>	<p>1 ナトリウム塩を添加していない添加物について、食塩相当量に加えてナトリウムの量を表示しようとするときは、食品表示基準第3条第1項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示する。この場合において、同項中「たんぱく質、脂質、炭水化物の量及び熱量にあっては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により、ナトリウムの量にあっては食塩相当量の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により表示する。」とあるのは「ナトリウムの量にあってはナトリウムの文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により表示する。」と読み替えるものとする。</p> <p>2 ナトリウム塩を添加していない添加物について、食塩相当量に加えてナトリウムの量を表示しようとするときは、たんぱく質、脂質及び炭水化物の量、食塩相当量並びに熱量を本表の栄養成分及び熱量の項の1に従い表示する。</p>

4 表示の方式等

(1) 1及び3の表示は、次に定めるところによりされなければならない。

- 一 邦文をもって、当該添加物を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により正確に行う。
- 二 容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装）を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装の見やすい箇所に表示する。
- 三 栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの））の量及び熱量の表示は食品表示基準別記様式2（たんぱく質、脂質、炭水化物及び食塩相当量に換算したナトリウム以外の栄養成分もこれと併せて表示する場合にあっては、同基準別記様式3）により行う。ただし、同基準別記様式2又は同基準別記様式3により表示する事項を同基準別記様式2又は同基準別記様式3による表示と同等程度に分かりやすく一括して表示される場合は、この限りでない。
- 四 製造所又は加工所の所在地（輸入品にあっては、輸入業者の営業所所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称）は、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所と近接して表示しなければならない。
- 五 製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を製造所固有記号をもって表示する場合にあっては、原則として、食品関連事業者の氏名又は名称の次に表示する。

六 表示に用いる文字の色は、背景の色と対照的な色とする。

七 表示に用いる文字は、JISZ8305に規定する8ポイントの活字以上の大きさの文字とする。ただし、表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下のものにあつては、JISZ8305に規定する5.5ポイントの活字以上の大きさの文字とすることができる。

(2) 前項の規定にかかわらず、業務用添加物を販売する場合にあつては、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所（製造所又は加工所の所在地（輸入品にあつては、輸入業者の営業所所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称）と同一である場合を除く。）は、業務用添加物の送り状、納品書等又は規格書等に表示することができる。

5 表示禁止事項

食品関連事業者は、1及び3に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を添加物の容器包装に表示してはならない。

- 一 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語
- 二 1の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語
- 三 ナトリウム塩を添加している添加物にあつては、ナトリウムの量
- 四 その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

第2 食品関連事業者以外の販売者に係る基準

1 義務表示

食品関連事業者以外の販売者が容器包装に入れられた添加物を販売する際には、次の各号に掲げる表示事項が第1の1に定める方法に準じて表示されなければならない。

- 一 名称
- 二 添加物である旨
- 三 保存の方法
- 四 消費期限又は賞味期限
- 五 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称
- 六 アレルゲン
- 七 使用の方法
- 八 食品衛生法第11条第1項の規定に基づき定められた規格に表示量に関する規定がある添加物の値
- 九 成分及び重量パーセント
- 十 実効の色名
- 十一 L-フェニルアラニン化合物である旨又はこれを含む旨
- 十二 ビタミンAとしての重量パーセント

2 表示の方式等

1の表示は、第1の4の(1)（第三号を除く。）の規定に定めるところに準じてされなければならない。

3 表示禁止事項

食品関連事業者以外の販売者が販売する添加物の容器包装への表示が禁止される事項については、第1の5の規定を準用する。